

【用語】吾妻郡植栗村—吾妻郡吾妻町 松平下総守—忍藩主、松平忠
堯 国許—生まれた土地、郷里 宿継—人馬を継ぎかえて宿場から次
の宿場へ荷物などを送ること 土岐山城守—沼田藩主、土岐頼功 無
拠—しかたなく 除帳—人別帳からその者を除くこと 至極尤—大変
納得がいくこと 一円—一向に、まったく 後難—のちのわざわい、
非難 俱々—いっしょ、もろとも 難渋至極—極めて苦しいこと 群
馬郡三ツ寺村—群馬郡群馬町

【解説】明和四年（一七六七）十二月、幕府は旅人が途中で病気になっ
た場合、所の役人と医師が立ち合つて治療を加え、その状況を支配役
所に申し立てること、並びにそれに付随する費用の負担などについて
定めた触書を村々に廻した。この文書は、その触書にまつわる事件で
ある。

天保五年（一八三四）二月二十八日、高崎藩領の群馬郡三ツ寺村に、
中泉新田村（群馬町）役人から送り状とともに一人の病人が送られてき
た。病人は吾妻郡植栗村の新吉、二四才であるが、彼は武蔵国埼玉郡
長野村（埼玉県行田市）で病に倒れ介抱を受けていた。しかし、本人が是
非とも国元へ帰りたいと希望するので、村継ぎにより送られてきたの
である。そこで三ツ寺村役人は病人を改めた後、足門村へ送った。と
ころが三月五日、新吉の出生地である植栗村の隣村小泉村役人から継
戻し状とともに、病人が三ツ寺村に送り返されてきた。これは明和四
年の触書に反するとして、植栗村に掛け合つたが解決しなかった。そ
の理由は、新吉がすでに人別帳からはずされていることであつた。し
かし継ぎ戻された病人の新吉を抱える三ツ寺村の負担は計り知れない
ものであつた。そこで村役人は、この次第を幕府の勘定奉行所に訴
え出たが、その結末は明らかでない。なお高崎藩の「郡方式」によれ
ば、送り病人の継ぎ戻しは堅く禁止されている。